

# 売買契約書

買主 御手洗 五郎 (以下甲という)と  
売主 有限会社 二光産業 (以下乙という)は  
下記の条件によりフェロシルトを土地造成、路盤強化の目的で売買し、本契約書を  
締結する。

## 第一条 (受渡し場所)

端浪市

## 第二条 (価格)

一車(10t) [REDACTED] 円也 (但し、運賃は別料金とする。)

## 第三条 (支払条件)

月末締切翌月末現金払いとする。

## 第四条 (品質に関する乙の責任範囲)

乙が販売するフェロシルトの品質に起因し発生する事項については、乙の  
責任に於いて解決を図るものとする。  
但し、土地造成の施工技術上等、又、乙が認めていない用途に関するの瑕疵  
を原因とする事項についてはこの限りではない。

## 第五条 (取引期間)

本契約の有効期間は、平成14年6月10日より平成16年2月20日  
とする。

## 第六条 (信義則)

本契約に基づき甲は遅滞なくフェロシルトを乙より買取り、生産会社、仕入  
先等に疑義が生じないようにする。  
又、本契約に定めない事項、若しくは疑義を生じた事項については、甲、乙  
誠意をもって協議し解決するものとする。

以上の契約を証する為、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成14年6月9日

甲 /

乙 春日井市榑木町7丁目2372番地2  
有限会社 二光産業  
取締役 浅野信之

## 確約書

今回、フェロシルトを取り扱う事について、下記の通り遵守致します。

記

- 1.近隣の住民・地権者に対して、迷惑・苦情は一切無いものとし、万一、有った場合  
は、当方にて一切の処理を致します。
- 2.行政に対しては、当方にて一切の対処をし、販売先には一切迷惑を掛けない。
- 3.取り決め金額以外の請求はしない。

以上、上記製品を取り扱う事により上記事項を遵守し、以後、訴訟並びに異議申立は  
一切無い事をここに書面を以って確約致します。

以上

平成14年6月9日

有限会社 二光産業 殿

住所

氏名